第九章　災害と防災

一　大豊町の火災

昔から町内の火災は数多く発生しているが、これは現在と違い、炊事、ふろなどはほとんど薪を使用していたためと家屋の構造がカヤ葺きと板壁がほとんどであり燃えやすく、また水利の便も悪く、そのうえ消防設備も貧弱であったため、一軒家でもない限り数軒、数十軒の被害となり、個人生活、ひいては村財政にも多大の影響を及ぼした。

数多い明治以降の火災について、記録の乏しいものも多いが、その中から大きなものについて取り上げる。

(一)　粟生の火災

粟生部落も火災の多い集落で、明治十八年以降でも五件に及び、なかには一家が数回の災害に遭った例もある。その災害状況を列記すると、次のとおりである。

(一)　明治十八年旧暦七月二十五日午前四時ごろ、定福寺長屋の東屋根より出火して、長屋を全焼し更に大師堂、仁王門に飛び火してこれを全焼した。

同年復興委員下土居西村平松・粟生三谷金弥・長渕北村五平の三人により、石堂の朝倉家を譲り受け現在の庫裡に移築した。

仁王門は、昭和五十九年十月二十八日再建落成し、また一部焼け焦げた仁王尊は、文政十二年（一八二九）の作で、今回補修して安置された。

(二) 昭和三年八月二十五日、平石吉吾宅から出火、馬小屋にちょうちんを置き忘れ、これから発火した。被災者は、平石吉吾、平石利春、三谷秀晴、小笠原武義の四戸で、いずれも全焼した。

(三) 昭和四年二月八日、秋田明一の家人が、精米場にちょうちんを置き忘れこれから出火した。被災者は、秋田明一、小笠原幸助、小笠原牛太郎、西村常男、小笠原和太郎、三谷昌保の六戸で全焼した。

(四) 昭和三十二年七月二十四日、阿戸勇宅から出火、ろうそくの火が蚊帳に燃え移り、火災となった。被災者は、秋田昭一、阿戸勇、秋本熊吾、岸勝子、平石秀信、平石秋重の以上六戸で全焼した。

(五) 昭和四十四年十月十六日、三谷明宅から出火、電気アイロンの過熱によるもので、被災者は、三谷明、平石秋重、平石秀信の以上三戸で全焼した。

(二) 西豊永村役場の火災

明治二十二年の市町村制施行に伴う西豊永村役場は、大字上東、大前百八十五番地に置かれていた。

この役場の火災について、西村自登の記録並びに『高知県警察史』を要約すると、次のように記されている。

明治三十三年七月二十五日午前二時三十分ころ出火して全焼した。原因は村内居住「某」の放火による。

某は土地境界の争いを有利にしようとして役場に出頭し、土地台帳、図面を閲覧中ひそかにこれを変造した。これが後日発覚されそうになったので、この犯跡を隠すために放火したものである、と。

この役場焼失によって、西豊永村は新庁舎の位置問題をめぐって紛糾し、約四か年の仮庁舎での執務を経て明治三十七年三月、大字川戸へ新築移転した。

また、この火災によって明治初年来の歴史的資料が失われたことは惜しまれる。

(三) 落合の火災（第一次）

落合は東豊永村役場の所在地であり当時から人口密度が高く、村の政治、経済の中心地であった。

落合の火災は、大正十四年七月二十五日の夜半十二時ごろに出火し、全半焼合わせて三十戸を数え翌二十六日午前六時ごろに鎮火、損害額約三十万円であった。

当時の記録を見ると、東豊永発電所が完成し落合に電灯が点灯されたのが同十四年十一月四日となっているので、火災当時には灯火用の灯油を落合の商店で販売していたのでこれに引火し、また現在のように消防体制が十分整っていなかったことが、被害をより大きくしたものであろう。

『島崎慶馬備忘録』によると、次のとおり。

大正十四年七月五日午後十二時頃発火。但シ、上池正義、安岡国繁、森本政茂三名ノ共有倉庫ノ空家ヨリ発火セシト言ウ。
同二十六日午前六時鎮火ス。
全損害約三十万円ト云ウ。

全焼

三谷繁太郎　三谷一福　三谷茂栄　門田伊豆馬　門田長馬　大田耕
近藤梅吉　松田鶴吉　秋山寅弥　小林亀吾　上村基正　上村友衛
上村卯次郎　安岡国繁　上池正義　森本政茂　都築友次　恒石芳之助
岩崎弥太郎　小笠原峯治　小笠原袈裟次　佐竹鶴次　岡林三二三　内田酒店
上村弥之助　東豊永村役場　大滝巡査駐在所　計二十七戸

半焼

笹岡伸為　山中伊豆馬　計二戸

葉煙草専売所倉庫　全焼
（葉煙草四千八百貫在庫）
通　計　三十戸

㈣　落合の火災（第二次）

大正十四年に、全半焼三十戸の大火災があって三十年足らずの昭和二十八年十月十九日の早朝、落合下町、上地照喜宅から出火し、またたく間に村役場ほか十二戸を全焼した。

村役場は火元に近接しており、当時教育長の職にあった渡辺盛男の話では、役場に馳けつけたときは、火はすでに役場に燃え移っており、戸籍簿の持ち出しぐらいがやっとであったという。

この火事で明治以来保存されてきた貴重な記録がすべて烏有に帰したことは、惜しみても余りがある。同日役場は消防会館を仮事務所として、役場事務及び災害対策に当たった。

翌昭和二十九年三月十一日庁舎再建の起工式を行い翌三十年三月落成した。その建物が現在の東豊永郵便局である。

被災者名は次のとおりである。

小笠原　豊　一　　三　谷　栄太郎　　都　築　菊　太
三　谷　亀　清　　都　築　来　城　　三　谷　定　章

火災前の落合　昭和26年ころ

笹岡重徳　山中龍男　上地照喜

教員住宅三戸建一棟（被災者山崎勝利、山崎花寿、馬場弘子、藤田幸子）。

教員住宅東隣の民家に下宿していた松木清教師も被災したので小・中学校の教師五人が被災したことになる。

警察の出火原因調査で後に山中某の放火と判明し、山中は送検された。

㈤　落合の火災（第三次）

敗戦後十五年を経て、なんとか立ち直りを見せはじめた昭和三十五年二月三日夜十二時ごろ、落合集落の中心部から出火、県道沿い両側、東西に火の手が広がり、公民館、消防会館、郵便局を含め全焼三十三戸、半焼一戸の計三十四戸を、またたく間になめ尽くした。大正十四年の大火災から三十数年目、また昭和二十八年の第二次火災から十年足らずの間に、再び大災害に見舞われることになった。

この火災で東豊永郵便局も全焼したが、東の端に位置していたのと多数の応援を得て、郵便物、電話交換機その他重要文書類の持ち出しができたので夜明けとともに鎮火を見て、大豊村東豊永支所の庁舎の一部を借り受け、翌日から業務を開始した。電話交換業務も電信電話公社の協力を得て、曲がりなりにも取り扱いを始め、郵便物の配達も少し遅れたが、支障なく完了することができた。

なお被災後のことであるが、大豊村東豊永支所の庁舎を借り受けて業務取り扱いをしていた東豊永郵便局は、大豊村当局と郵政省の間で売買契約が成立し、東豊永支所庁舎を買い受け、大改造を加えて現在の郵便局庁舎とした。

被災者世帯主氏名その他は次表のとおりである。

昭和三十五年の第三次火災で、三十一世帯・百二十一人の火事災害を受けてから十八年を経た五十三年三月十六日

(六) 落合の火災（第四次）

氏名	家族数	職業	備考
岩崎満利	五	商業	全焼
小笠原芳定	三	公務員	〃
原正幸	四	〃	〃
西村俊夫	四	公務員	〃
豊永幸利	六	〃	〃
上池理照	五	司法書士	〃
上村宏	七	旅館	〃
上岡孟保	六	日雇業	〃
信高寅繁	四	商業	〃
山田秋盛	四	〃	〃
山中徹	四	公務員	〃
安岡国繁	五	商業	〃
小笠原敏夫	四	理容	〃
渡辺絹子	六	商業	〃
渡辺小春	四	飲食業	〃
三谷健次郎	六	商業	〃
島崎祐秀	二	医師	〃
平石徳太郎	五	公務員	〃
渡辺福恵	五	無職	全焼
高井益男	三	商業	〃
秋田一	二	〃	〃
重森亀寿	三	理容	〃
松村鷹一	二	左官業	〃
阿佐盛若	二	日雇業	〃
笹岡彦秀	二	鍛工業	〃
大坪清枝	一	無職	〃
阿佐秘利	五	電工	〃
渡辺充康	一	公務員	〃
三木順美	一	寮母	〃
営林局寄宿舎	七	児童	〃
全焼一般家庭	計	一一八名	三〇世帯
都築家昌	三	理容	半焼
（官公署）			
東豊永公民館			全焼
消防会館			〃
東豊永郵便局			〃
合計		一二一名	三一世帯

午後五時四十分ころ、前回の大火災のときとほぼ同じ地点、原正幸（焼死）の家から出火し、十世帯・三十三人が被災した。

県道の南側の家は、復興が十分でないうちに二回目の災害を受けることになったわけである。

昭和五十三年三月十七日、大豊町は、災害対策本部を発足させ、本部を東豊永公民館に置き、本部長を町長門田盛一郎とした。三月十七日午後一時三十分に警察の実地検証が終わり、各地区、各団体等の応援を得て被災家屋の後片付けを開始、日赤高知県支部から見舞い品として、毛布二十七枚、日用品セット十四個、シャツ十九枚が届き、またその他個人及び団体からの見舞いの金品が多数集まり、本格的な救援活動が行われ被災者も復興に向けての努力がはじまり、三月二十日に災害対策本部を公民館から大豊町役場東豊永支所に移した。

その後対策本部の活動は続けられ一応の見通しもつき十一月六日、災害対策本部は解散した。

被災者は次のとおり、（　）内は被災人員である。

阿佐　秘利（五）　原　正行（二）　秋田　一（二）　山中　稲美（一）　平石　安央（四）
三谷　幸男（五）　西村　良穂（四）　西村美佐子（居住せず）　安東　昭（四）　森本　隆志（三）
岩崎　満利（三）

（災害対策本部記録から）

東豊永地区落合では、昭和五十三年三月十六日ついに四回目の十一戸を全焼する火災が起きた。

落合部落の火災は、大豊町内の火災記録でも例のないもので、大正十四年以来昭和五十三年までの五十三年間に四回という発生で、いずれも十一戸から二十七、八戸という大規模のものばかりである。

落合は明治三十三年（一九〇〇）下土居―久生野間の郡道の開通に伴って、村役場、郵便局、巡査駐在所、葉煙草専売出張所などの移転開設以来急速に発展し、人口が稠密（ちゅうみつ）で人家は軒を連ねて空き地がなく、その上十分な消防施設も整っていなかったために、火災が大きくなったと思われる。

四回の火災で、落合部落の住民は全戸被災し、しかも二回被災した人も多く、なかには親子二代にわたり三回の人もある。表で示すと次のとおりである。

大正十四年（一次）	昭和二十八年（二次）	昭和三十五年（三次）	昭和五十三年（四次）	被災回数
上村卯次郎		上村宏		二回
上池正義		上池理照		同
岩崎弥太郎		岩崎満利	岩崎満利	三回
三谷茂栄	三谷栄太郎			二回
三谷一福	三谷定章			
安岡国繁		安岡国繁		同
		秋田一	秋田一	同
		山中瀧	山中稲美	同
		平石徳太郎	平石安央	同
		三谷健次郎	三谷幸男	同
		阿佐秘利	阿佐秘利	同

(七)　連火の火災

昭和十八年三月三日午前十時三十分ころ、旧西豊永村下桃原の山林から発生した不審火は、同部落の人家二戸を全焼し、折からの強風にあおられて、約一キロメートルも離れた連火部落に飛び火して同部落の氏神である聖神社をはじめ人家六戸を全焼した。当時はほとんどの家がカヤ葺きであったため、かなり遠く離れた家に次々と飛び火して大火を招いた。

また、集落の上方の山林にも延焼した火は、消防団や一般住民の懸命の消火活動も、水不足のため困難を極めたた

め、結局鎮火したのは翌日であった。時に太平洋戦争の最中のことで、被災者は生活物資不足のため困窮を極めた。

氏神である聖神社の社殿が全焼した際、同部落の上村萬清の必死の活躍により、御神体、棟札等の宝物は無事に持ち出されて焼失を免れた。

上村萬清は、自分の家が類焼しているにもかかわらず、神社に駆けつけて宝物等を持ち出そうとしたが扉が開かず、たまたま近くに放置されていた鍬を見つけ、この鍬をもって扉を打ち破り、ようやくにして奉遷したという。したがって自分の家の物は何一つ持ち出すことはできなかった。

この美挙に感謝感激した部落民氏子一同は、後日、同氏の生存中に頌徳碑を建立し永くその徳をしのぶこととした。

被災者氏名

下挑原　上村　定美　上村　操

連　火　上村　金富　上村　保　上村　栄女　松浦　春恵　松浦　国義　上村　萬清

建　物　聖　神　社

(六)　川井の火災

昭和二十二年五月一日午後零時三十分ころ、東豊永村川井部落の西端渡辺侶章宅から出火し、折からの西南の強風にあおられて、二十九戸・百六十七人が被災した。

集落の端の方で出火したにもかかわらず強い風のため何百㍍も離れた屋根に数か所も飛び火したが、水の便が悪くまたたく間に部落の大半を焼失した。

広い集落に点在している二十九戸の全部が焼け落ちるのにわずかに二時間余であったというから、いかに乾燥と風が強かったかがわかる。

被災者の中には火元付近へ駆けつけ消火や家財道具の持ち出しに協力しているうちに自分の家が全焼したという例も少なくなかった。またある人は外地から復員して自宅に帰って見ると、その日の火災で自宅は全焼し焼け跡に立たされたという話もある。

川井部落の復興対策本部は被災者の救援に取り組むとともに、火災の記録を克明にとってあり、その記録によると敗戦後二年足らずの諸物資が窮乏している中で、被災者はことのほか苦労したようである。

救援活動に盡力した村当局や村民の延べ人員は二千五百余人と記録されているが、なかでも青年団の活躍は目覚ましいものであった。

次に被災状況の概略と救援物資の一部を掲げることにする。なかには小皿数枚、草履九十四足など、救援活動の様子がうかがえる。

被災者氏名及び家族数

世帯主氏名	男	女	世帯主氏名	男	女	世帯主氏名	男	女
梶原徳重	三	二	釣井春女	二	二	笹岡一二三	一	二
梶原留男	八	二	渡辺福恵	一	二	三谷清水	六	五
門田惣四郎	二		大坪美雄喜	三	四	渡辺侶章	二	五
上村麻枝	二	二	上村清香	一	五	三谷政義	五	二
門田豊秋	四	四	藤原吉英	四	三	釣井稲穂	三	三
渡辺桝恵	一	一	藤原伝女	一	三	釣井松盛	二	二
小林袈裟茂	三	一	藤原覚	四	四	釣井遊亀	一	一
上村正俊	三	四	三谷福美	五	二	小林一存	一	四

世帯主氏名	男	女	世帯主氏名	男	女	世帯主氏名	男	女
上村正己	四	四	上村精一郎	四	四	門田徳太郎	五	二
上村忠一郎	一	三	渡辺盛晴	二	五			
合計 二九世帯	男 八四	女 八三	計 一六七					

被害状況

一、世帯数　二九　人口　一六七
二、棟数　一二一　総坪数　一一六七
三、死傷者　なし　家畜　牛一
四、食糧、衣服、農機具　全焼
五、農作物
1、麦　八五反（耕作面積の七一%）
2、桑畑　二九〃（〃　九〇%）
3、馬鈴薯　四〃（〃　八〇%）
4、甘藷種畑　四〃（〃　六七%）
5、その他　六〃（〃　七五%）
合計　一二八反（耕作面積の七五%）
六、山林立木
1、社有木　一〇反（六〇〇石）
2、民有林　三〇〃　植林（一〇〇石）
薪炭林（一〇〇石）
合計　四〇〃（八〇〇石）
見舞金、見舞品
一、見舞金　一五一、五八五円五〇銭

二、主要食糧　一四一升　三、干甘藷　二二一貫九〇〇匁
四、生甘藷　一一〇貫六七〇匁　五、馬鈴薯　三八〃二〇〇〃
六、味噌　四〇〃一二〇〃　七、コンブ　一六〃六〇〇〃
八、雑魚　四〃一四〇〃　九、干野菜　二二〃二三〇〃
一〇、醤油　一〇升三合　一一、塩　一三升
一二、石鹸　一五個　一三、草履　九四足
一四、菜刀　二九丁　一五、葺草（茅）　二、六一〇締
一六、竹　一八〇〇本　一七、縄　九六貫九五〇匁
一八、食器　七一二個　一九、衣類　六点

高知県からの救援物資

毛布　九〇枚　地下足袋　七〇足
襦袢袴下　各一〇〇枚　釜　三〇個
洋傘　三〇本　石鹸　三三五個
学用品　六一三点　台所用具　二〇七点
衣料品　二二点　米　九八升
麦　九〇升　ウドン粉　三四升

知事（川村和嘉治）から

マッチ　三〇個　ロウソク　一五斤
石鹸　六〇個

東豊永村長上村猛男は、昭和二十二年五月七日付けで、高知県知事に対し、火災救援物資下付申請書と、特別貧困者小屋掛費下付申請書を提出した。

救援物資は終戦後日も浅く、衣料品、日用品、炊事用具などは一般には販売されておらず、これらの生活必需品の緊急支給を要請したものであり、小屋掛け費下付申請は、六畳二間の応急住居十二戸分の費用の下付申請で一戸当た

り九千円、総計十万八千円の申請には図面も添えてあった。

県は両申請に対してその必要を認め、申請通りの物資、資金の援助を行った。

災害復旧には、部落と多数の村民より労力奉仕を受けたが、特に青年団は村内全組織を挙げて出動し団員一人当たり二、三日の奉仕をしている。

川井部落復興委員会　役員名簿

会　長　森下　豊次
副会長　中西　敬喜
幹事長　山崎　行道
幹　事　小笠原徳重　西村　二郎　下村　承　近藤　正年　豊永　英光　小笠原　厳　三好　元美
平石磨作太郎　松本　重則　西村　要

(九) 漉長の火災

漉長は、西峰地区で久生野に次ぐ商店数があり、人の集まり、農産物の集散が盛んで、戸数、人口も多く集落をなしていた。

この集落の中心から火災が発生したのは昭和二十八年四月八日午後七時三十分ころで、県道（現在国道）沿いの両側の六戸を全焼して同夜鎮火した。

被災者は次のとおりである。

平石　治久　平石　春実　上地　操　小笠原糸峯　永森　正行　平石　照子（非居住）

(十) 東土居の火災

落合の火災からわずかに二か月足らずの昭和三十五年三月二十八日、しかも落合から四キロメートルほどしか離れていない東土居の豊永駅前に、またも大火が発生し二十六戸が全半焼した。

翌日の「高知新聞」の報道によると次のとおりである。

東土居の大火

豊永駅、相銀支店など

落合部落に続く大火

損害は五千万円

二十八日午前一時四十分頃、長岡郡大豊村東土居、国鉄豊永駅西方約七十メートルの雑貨商上村福晴（五七）宅付近から火を出し豊永駅待合室、高知相互銀行豊永支店、高知通運豊永営業所、西豊永農協倉庫をはじめ、付近の住家を含む三十二棟、二千二百平方メートル、二十六世帯（八十六人）を全半焼して午前五時十分頃消えた。

幸い死傷者はなかったが損害約五千万円、この火事騒ぎのため土讃線ダイヤにもかなりの狂いが出た。

同村では去る二月三日未明にも、約四キロメートル離れた落合で三十一棟を全半焼する大火があったばかりだが、この日同村で再びこのような大火が起ったのは、出火の時刻が真夜中で発見が遅れたためといわれている。

高知県では大豊村東土居の大火で罹災した人達に二十八日朝毛布七十八枚、肌着、シャツなど四百点の救援物資を急送し、知事代理の浜田厚生労働部長等が現地を慰問した。

また同じ新聞は火事や焼け跡の模様を次のように報じている。

猛り狂った悪魔のような火も夜明けと共にようやく消えた。

土讃線沿いに幅約三メートルの県道をはさみ帯のように東西にのびた東土居部落は一夜のうちにその三分の一を失った。

深夜の出火だけに発見が遅れて火のまわりが以外に速かったため、焼け出された人達は逃げのびるのがやっとで、ほとんど

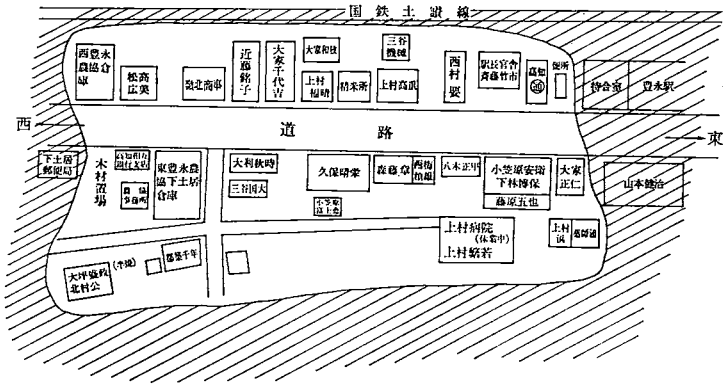

高知ヤンマー出張所のあったところは不明である。（被災地域外は斜線）

が着のみ着のままであった。

風はあまりなかったというが、乾燥が続いていたため、火はみるみるうちに燃え広がりその上ガソリン・スタンドが三回にわたって爆発、火勢を更に強めて思わぬ大火を招いた。

また同部落の消防団も二台の携帯用動力ポンプを担ぎ出すのがやっとで、しかも一台は使用不能だったといわれ、被害を大きくする原因となり、隣接の町村から駆けつけた消防車も道路が狭くて十分な活動が出来なかった。

長さ百五十メートルに及ぶ焼け跡は、戦争中の空襲のあとを思わすような悲惨な状景を見せていた。

集落の人たちも「落合の悲劇を繰り返すな」と防火思想の徹底に力を入れていただけに被災者たちはあきらめ切れぬ表情で、茫然と焼け跡を見つめていた。

また同日午後六時から三谷村長、大利秋時東土居部落長をはじめ村、部落の関係者は大豊村役場西豊永支所に集まり、火災対策委員会を結成し復興を推し進めることになった。

被災者たちには近在の集落から炊き出しや衣類が届けられ、また県や赤十字社などからも愛の救援物資が続々と贈られ衣類一千点、米三百キログラムが届いている。

なお本山署は二十九日午後二時から火元とみられる雑貨商上村福晴方や

無職大家和枝方の現場検証を行った。

なおこの火災の原因は、火災保険金詐取のための放火であったことが、後日警察の調べで判明した。

被災者（カッコ内の数字は家族数）

斉藤　竹市（五）　西村　要（二）　三谷　磯威（三）　上村　高重（八）　上村　福晴（一）
大家　和枝（五）　大家千代吉（四）　近藤　銘子（一）　松高　広実（五）　薬師浦　某（二）
都築　千年（六）　大利　秋時（四）　三谷　国大（二）　久保　晴栄（二）　小笠原冨士恵（四）
森藤　章（五）　西梅　頼雄（五）　八木　正甲（二）　小笠原安衛（二）　下村　博保（一）
藤原　五也（一）　大家　正仁（四）　北村　公（三）　上村　繁若（二）　上村　浜（一）
高知相互銀行豊永支店　高知通運豊永営業所　東豊永農協下ノ土居倉庫　西豊永農協倉庫
嶺北商事（ガソリン・スタンド）　高知ヤンマー豊永出張所　豊永駅々長官舎
他に半焼
大坪　盛政

被災地域の略図は前ページのとおりである。

（大家正仁の協力により作成）

㈩　大杉中学校の火災

昭和五十三年三月二十四日午後九時二十分ころ大杉中学校の職員室付近から出火した火災は校舎を全焼し隣接の民家十一世帯十四棟を全半焼して午後十一時ころようやく鎮火した。

当時の大杉中学校の所在地は大豊町杉字川下七番地の一（現在本山警察署大杉検問所）にあり、国道三十二号線に面し、背後は一段高い所を通っていた旧国道の両側に商店や住宅等が密集した、杉部落の中心地に接していた。

全焼した大杉中学校

火災の後片付けをする人々

学校の火災は構造物が民家に比較してけたはずれに大きく、しかも高くて内部が吹き抜け構造になっているので、火勢が非常に強いのが特徴である。大杉中学校の火災でも一キロメートル以上離れた場所で新聞の字が読めるほどの明るさがあったという。

学校の建物は民家や密集地帯からは離れた所に建っているのが通常であるが、大杉中は集落の真ん中にあり、近く移転の話もあったが民家に類焼を及ぼし残念であった。

杉部落の密集地帯には五十数戸の民家があり、その中央部が被災しているが、焼失したのは学校側に面した片側だ

けであり、山側（西側）はわずかに四㍍くらいの道幅しかないほんとうに庇を接したような家並みが延焼を免れている。これは当夜の気象条件が無風に近い状態で、しかも発見が割合早く、消防団の活動が迅速であったためといわれている。

火災の原因は最初から不審火として警察が取り調べをしていたが一年半余りたって、長い捜査活動が実を結び、失火と断定され、犯人はA少年（当時十四歳中学二年生）であった。

原因はともあれ、このように公共機関の管理している建物から火を出し、民家を類焼させたことは、前代未聞であるので町から被災者全員に対して、三千万円の見舞金を出した。

また隣接の部落や企業等から善意の見舞金も百三十八万二千五百円寄せられている。

被災者の氏名は次のとおりである。

大杉地区火災被災状況

災害状況	氏名	職業	被災物件	摘要
全焼	小笠原久穂	会社員	住居	
〃	野島重雄	商業	〃	
〃	富永勝	建設業	〃	
〃	杉本保	商業	〃	
〃	秋山実	医師	〃	
〃	植村俊雄	建設業	〃	
全焼	白石久則		空き家	
〃	大原速男	公務員	住居	田村きよ所有
〃	小森将義	塾経営	塾	
〃	永野恒祥	商業	車庫	
半焼	野島馥	無職	住居	
〃	小笠原福重	大工	住居	

全焼建坪　民家　一、二四八平方㍍

学校　一、四九八平方㍍

半焼建坪　一三三平方㍍

火災の当夜の状況とその後の経過を報じた、昭和五十三年三月二十五日付けの「高知新聞」を抄記する。

大杉中学校を全焼
木造またたく間
職員室付近から出火
民家なども十棟全半焼

終業式の行われた二十四日午後九時四十分頃、同町杉の大杉中学校の中央校舎の玄関右側の職員室付近から出火木造二階建ての同校舎など一棟と、木造二階建ての南舎と、宿直室などの別棟合わせて千五百七十平方米を全焼、さらに火は同中学校裏手にある会社員、小笠原久穂さん方住家など、隣接の医院、酒店、雑貨店など次々と延焼、結局十棟を全半焼して同十一時十五分頃やっと消えた。

現場は国道三二号線沿いで、国鉄土讃線の大杉駅から南西へ約三百メートルのところにある、杉地区の中心街で、同中学校周辺には商店や住家が密集している。

国道わきには穴内川もあり、水の便は比較的よく、嶺北消防署の消防車など約二十台が出動、消火に当たった。しかし、校舎が木造のうえ、作業に手間取り、火はまたたく間に燃え広がった。付近一帯には熱風が舞い、火の粉が国道にも降りかかった。このため国道の通行は完全にストップ、約四キロにわたって車の列ができた。火が消えてからも、焦げくさい煙があたり一面を包み、住民は火の恐怖に震えていた。

原因、損害は本山署で二十五日朝から現場検証して調べるが、同校は同日午前、終業式を終り、それ以後は教員もいなかったといわれる。

第一発見者は国道の現場を通りかかった香川県丸亀市今津町トラック運転手大上忍耐さんで、話によると、最初はたき火かと思った火が、玄関わきの部屋付近に燃え上ったという。

犯人の自供を報じた昭和五十四年十二月二十九日付けの「高知新聞」では次のように報じている。

大杉中の火災
やはり窃盗少年の失火
かぎの札が決め手

一年九ヶ月ぶりの解決

「本山」昨年三月、長岡郡大豊町杉の大杉中学校や付近の民家など十棟が不審火で焼けた火災は、やはり盗みに入った少年が使ったマッチの不始末によるものだった。本山署と県警捜査一課は二十八日も、窃盗容疑で逮捕し取り調べている長岡郡下の中学三年生A（一五）を追及。その結果、Aは『ギターを盗みに学校に入った。暗かったのでマッチをすった。人声が聞えたのであわてて逃げ、山の上から見ると学校が燃えていた。』と全面的に自供。また、職員室のかぎについていた木札も捜査当局が、少年の自宅で発見、押収し、事件は一年九ヶ月ぶりに解決した。

（中略）

Aは二十一日、窃盗容疑で逮捕されて以来、他の窃盗事件については供述がはっきりしているのに、火災当日の行動はあいまいだった。特に、ギターについての供述はたびたび変っていた。このため捜査当局は慎重な捜査を進めたが、二十六日になってAは涙を流しながら『うそを言ってすみませんでした……』と自供を始めたという。

供述内容にはまだいくつかの疑問点があったが、火災現場から発見することのできなかった職員室のかぎについていた木製の札が、Aの自宅で見つかったことから、その供述内容は信用できると判断。引き続き裏付けを進めた結果、物色中に使ったマッチの不始末というAの失火容疑が固まった。

捜査当局は、なお細かい詰めの調べをするが、終わり次第、家裁に送致する。

出火原因がつかめず、迷宮入りが心配されていた同事件は、一年九ヶ月ぶりに解決した。

二　大豊町の風水害

高知県は全国的にも多雨地帯に属し、台風の常襲地帯でもある。

このため大豊町も古来から、台風や豪雨のために、毎年のように災害をうけ、住民は耐乏生活と復旧への努力を傾けてきた。しかしこれらのことについて、明治以前の記録はほとんど見当たらない。

(一) 明治四十四年の大洪水

島崎慶馬の「備忘録」によると、明治四十四年八月十五日、正午頃より大降雨となった。午後より東南の風激しくなり、午後十二時頃に至り吉野川が急に増水して船頭屋（渡船場の船頭が休憩する家）を押し流し、更に上方の郡道（現在の国道三十二号線、長瀞橋の南岸付近）を浸した。

このとき、豊永橋（現在の豊永橋より南小川の上流へ向けて約百五十㍍の位置に架設していたもの）が水に浮いて流された。また、武内文吉の庭（南小川大橋の北詰にあった）が、一尺余の浸水となった。

翌十六日午前一時頃より減水をはじめた。

吉野川本流は百有余年間の一番水といわれるが南小川の水は三番水ほどであった、と記されている。

右の洪水による村内の被害などについては触れていないが、まれにみる大洪水であったことが想像される。

この洪水については、『高知県警察史』もこれを取り上げている。それによると、「十五日の山間の雨量は四百㍉を超えた。特に県西部の被害は甚大で、中村町は午後十一時頃全町浸水し、渡川は平水より二十六尺五寸、後川は二十八尺増水をした。またこの豪雨で安芸郡伊尾木川橋をはじめ県内の橋が多数流失した。」と記されている。

(二) 大正十四年の台風

大正十四年九月十七日夜半ころから豪雨となり、大豊町内の各地に大きな損害を与えた大型台風がある。

町内の詳細な記録は少ないが下ノ土居の島崎慶馬の「備忘録」及び『高知県警察史』などによると次のようであ

る。

豊永方面では数日前から降り続いていた雨が、十七日午後十一時五十分ころから大暴風雨となった。近年にもまれな風雨であったが風よりも大雨の被害が多く、県内の平坦部では河川が氾濫(はんらん)したり床上浸水が相次いだ。また山間部では山崩れが発生し、家屋が全壊したり死者や負傷者が出た。

嶺東四か村にも各所に山崩れが発生したり、橋などが流失し被害が多かった。

東豊永では南小川に架かっていた四つの橋全部と村役場の附属建物、金庫及び大滝の観測所などが流失し、西川部落では水死者も出た。

後日気象台が発表したところによると、瀬戸内を通った九百九十ミリバール程度の台風は風は弱かったが無類の豪雨で浸水、山崩れなどの被害が甚大であった。

十二日ころから降り出した雨が連日三十～五十ミリメートルくらい断続して十六日まで降り続き、地盤がゆるんでいたところに、嶺東地区から高知市にかけて四百ミリメートル以上の豪雨に見舞われたことが被害を大きくしたようである。

被害は主に県中東部に集中し、県下の死者五十人中長岡郡・香美郡の死者四十五人とある。

殊に天坪地区の被害は次のように記録されている。

戸手野の通称「西の向山」の一角三百五十平方メートルが連日の雨により大きな音をたてて崩壊した。その土石流は西ノ谷に沿って約五十メートルの幅で四百メートル下流の穴内川まで達した。

この災害によって民家二戸は全壊し、九人の犠牲者を出し、周辺の田畑約二ヘクタールと国道三十二号線にも甚大な被害を及ぼした。

この台風による犠牲者は、次のとおりである。

岡林菊治	戸手野	同妻今尾
		〃

子供二人	〃	岡林助太郎	〃
大平道	〃	三谷伝	西川
大平元	〃	行商人一人	不明
大峰イクシ	〃		

㈢ 筏木の災害（一家八人死亡）

昭和三年八月三十日午前十時ころ、筏木部落豊永竹馬の裏山が、夜来の暴風雨のため大音響とともになだれ落ちた土石流のために、家内にいた一家八人が家もろとも濁流渦巻く吉野川へ一瞬の間に押し流された。

人々が駆けつけたときは、家は数町も下流に流されており、吉野川の濁流はものすごい勢いの上に、風雨も激しく救助のすべもなかった。

三十一日になって、水勢もやや衰え、青年団、村民総出で捜索に当たったが、妻、島の遺体を発見したのみで、他の七人は行方不明であった。

死亡者は次の八人である。

氏名	年齢	摘要	氏名	年齢	摘要	氏名	年齢	摘要
豊永菊弥	七五	竹馬父	豊永絹	一四	篤長女	豊永美代子	三	〃二女
豊永島	三八	〃妻	豊永武男	八	篤四男	豊永政	一	〃三女
門田音次	七二	島実父	豊永勝光	五	〃五男			

(四) 列車転落事故

昭和十六年十月一日、九州の南方から一直線に北上した極めて足の速い台風は、鹿児島に上陸、進路を東北に変えて、九州、四国地方に大きな被害を与えた。

この台風で国鉄土讃線豊永―大田口間で土砂崩壊による列車転落事故が発生した。

昭和16年の安野々前での列車転落事故
(『四国鉄道75年史』より)

その概要は次のようなものであった。

日時　昭和十六年十月一日十八時二十分ころ

場所　土讃線豊永―大田口間（通称福井）
（多度津起点七八・八キロメートル）

列車　上り混合第一五八列車（客車一両　貨車十一両編成）

概況　第一五八列車は定時より五十八分遅れて、前記場所で土砂崩壊により脱線し、列車は吉野川に転落した。
乗客二人と国鉄職員四人が行方不明となった。

この事故について、当時国鉄に勤務してこの災害の救援及び復旧作業に当たった本町出身の都築正臣やそのほかの関係者の話を総合すると、次のような状況であった。

当日は、前日からの暴風雨のため線路障害も多く非常体制を取っていた。平

常ダイヤでは下り旅客列車が現地を通過後大田口駅で一五八列車と行き違うことになっていたが、下り列車が大きく遅延のため、豊永駅で行き違うことに変更した。

もしこれが平常ダイヤで運転されていたら、下り旅客列車が遭難し更に大惨事になっていたものと思われる。

列車には乗客三人、乗務員六人の合わせて九人が乗っていた。

犠牲者は、乗客二人、機関士、同助手、車掌、荷扱者各一人の計六人であった。

奇跡的に助かった車掌（山下弘）は暴風雨と暗闇（くらやみ）の中を「濡れねずみ」のようになって、やっと豊永駅にたどり着き列車の転落を急報した。

報告を受けた広島鉄道局高知出張所はただちに救援列車を仕立て現地に急行した。

戦事中のことでもあり早期復旧の命令が発せられて、復旧作業用員の手配と行方不明者の捜索にあたるとともに復旧作業に着手した。

全管内（広島鉄道局）の緊急総動員体制と沿線各村の強力な支援により、予定よりも早く約十日間で復旧開通することができた。

なお、この事故による乗客の犠牲者は筏木の筧若子、下桃原の辻野光男の両名であった。

乗客の内の森下美代子は濁流の中を泳いで岸に着き一命を取り止めた。

また、殉職した機関士は定位置でハンドルを握ったまま機関車と運命をともにしていたという。

(五)　穴内小学校の倒壊

昭和三十六年十月初旬、日本本土をうかがっていた台風二十三号はその後急速に衰え、熱帯性低気圧となり、風は

弱まったものの湿った空気を伴って十月六日午後高知県に上陸した。

大豊町では六日夜から七日未明にかけて三百㍉を超す集中豪雨に見舞われ、かつてない被害をこうむった。

役場総務課の調査によると大豊町関係の被害額は次のようになっている。

台風二十三号被害総額（昭三六・一〇・一〇調べ）

	被害額	摘要
	単位万円	
村道	八〇〇	三六個所
橋梁	一五〇	一〇〃
農地	一〇〇〇	八五町
農業施設	五〇〇	三〇個所
林道	三二〇	一五〃
農産物	八一〇	
山林	五〇〇〇	二七〇〇個所
学校	六五五	一校
合計	九二三五	

このほかにも国道、県道及び鉄道の村内の被害額を総計すると二億円近い被害であったといわれている。

特に穴内小学校では七日未明、裏山が高さ十五㍍、幅十㍍にわたって崩れ落ち、約百立方㍍の土砂が校舎を直撃した。

そのため校舎の南端の階上五年、階下四年の二教室が倒壊し、その隣の六年と三年の教室も半壊、残った校舎も全体が傾斜した。

町当局もただちに臨時議会を招集し、穴内小学校を危険校舎に指定するとともに応急対策を協議した。

校舎の復旧対策としては災害復旧事業に組み入れることとして、取りあえず授業を行うには民家を借用して仮教室に充当することにした。

一方PTAが中心となり各戸から奉仕を得て、倒壊した校舎の跡片付けを行うとともに仮教室の設営の準備をして、十三日から次の場所で分散授業を行った。

第一学年　学校教員住宅　第二学年　吉村並樹宅　第三学年　小林栄実宅　第四学年　秋山勝信宅

第五学年　岡本重義宅　第六学年　小林賀波宅　中学校　公　民　館

同年十二月十九日の第五十七回定例村議会で、穴内小学校並びに穴内中学校災害復旧工事施行に関する議案と同予算外義務費負担に関する建築費八百三十六万円余を可決している。

翌三十七年二月元の場所に小学校と中学校の位置をそれぞれ入れ替えて、校舎の建築に着工した。同年七月七日南北の二棟に分かれた校舎が、木造二階建てスレート葺き、延べ建坪三百五十一坪で新築された。

内部は小中学校合わせて普通教室九、職員室二、特別教室四となり、両校の総工費は一千四百八十四万円余となっている。

このほかに校下民が独自に建てた一棟がある。三十万円の寄付と労力奉仕によって建てたこの建物は、二十六坪で工作室や家庭科室に使用できるよう二室からなり、学校の運営に任された。

このことは、校下民の学校教育に対する並々ならぬ熱意をうかがわせる。

注　この地方では旧村に小学校がそれぞれ四校以上あったので小学校の校区単位で事を決する機会が多かった。地域住民＝校下民

(六)　繁藤の大災害

繁藤は現在大豊町内ではないが、合併当初は大豊村であったことでもあり、また南国・高知市方面への通勤・通学路であって、この災害により大豊町民に二人の遭難者を出したのでここに取り上げた。

国道三十二号線は二十三日間、国鉄土讃線は二十四日間、ともに不通であったので、物資の流通や通勤・通学に住民の受けた直接・間接の被害は極めて大きかった。

この災害は停車中の汽車を押し流して、六十人の犠牲者を出し、全国的にも有名であり、『高知県百科辞典』にも

採録されているので被害の模様を抄出すると次のとおりである。

昭和四十七年七月五日、香美郡土佐山田町繁藤の通称追廻山で、大規模な山崩れが発生し、犠牲者六十人を出す惨事が起きた。

四日夕刻から五日の朝にかけて降った記録的集中豪雨によるものである。山崩れは国鉄繁藤駅付近の急傾斜面（平均勾配三十七度）で、高さ約八十㍍、幅約百七十㍍にわたって、地滑り性崩壊となり約十万立方㍍の土石流が一瞬にして山津波となって押し流された。

このため、国道三十二号線沿いの人家十一戸と消防団員や地元の人々六十人及び繁藤駅に停車中の機関車と客車二輌を一呑みにして穴内川の対岸まで押し流した。

この大災害により、国鉄、国道三十二号線ともに長期間不通となり、県下の交通や物資の輸送に混乱を生じた。

七月四日の午前九時から翌五日九時までの二十四時間の雨量は、天坪雨量計測所で七百四十二㍉を記録した。この雨量は同四十一年五月に室戸市佐喜浜で観測した六百九十四㍉を上回る高知県での新記録であった。

また一時間当たりの最大降雨量は、五日の午前五時より六時までの九十五・五㍉が記録されている。

しかし、豪雨の区域は繁藤を中心にして意外に狭く、本山町ではわずか七十㍉に過ぎなかった。

繁藤地区の地質は、秩父古生層に属し、崩壊の現場には断層があり、その両側には風化緑色岩や風化粘板岩が北西方面に延びており、地下水の供給源と考えられる湧水地帯へ続いている。要するに、地質から見ても地滑りの生じ易い素因のうえに、記録的な集中豪雨が大崩壊を誘発した。

災害現場の復旧作業や行方不明者の救助活動は、土佐山田町を中心として、建設省、国鉄、陸上自衛隊等総力を挙げて進められた。

しかし、国鉄職員一人の遺体は当時発見出来なかったが、翌四十八年二月の護岸工事中に発見された。

昭和四十九年、追廻山の現場に慰霊塔が建立されている。

死亡者（大豊町居住）

角茂谷　西岡　実　製材業　昭和四年一月十五日生　（遺体確認）七月十六日

梶ヶ内　平石直之　工員　昭和二十年三月五日生　（遺体確認）七月十六日

三　大豊町の地滑り

三波川南縁帯と秩父北帯の間に御荷鉾緑色岩類の貫入した大豊町の地質は多くの破砕帯を含み、全国的にも有名な地滑り地帯である。

高知営林局南小川治山事業所の調査報告書によると、南小川左岸は御荷鉾帯に属する古期大規模崩壊の二次堆積によって形成された土地であり、巨大岩塊を含む堆積土層の厚さは、二十メートルから三十五メートルに及ぶという。

西川付近では、この堆積土の上限は海抜七、八百メートルであり、ここから南小川に至る高度差は実に五百メートルから六百メートルに及んでおり、この間の棚田全域が匍行性に近い状態で地滑りを続けているという。

北岸は三波川結晶片岩帯に属し、崩壊堆積土の層も薄く五メートルから十五メートルで基岩の黒色片岩に達するが、この岩石もたくさんの褶曲と、破砕を受けているので崩壊性は高いが左岸に見られるような大規模な地滑りを起こす可能性は低いと述べている。

同報告書には今までに下流に災害を及ぼした回数は四十九回に達したと書いてあるが、測定期間については何も言及していない。

東土居の吉野川本流と合する所には緑色片岩の大石が堆積された川原があり、あんな大きな岩石を押し流した地滑りの恐ろしさが想像される。

昭和二十九年九月、十二号台風は、連続降水量八百三十ミリメートル、最大時雨量八十ミリメートルを記録する豪雨を伴い、東豊永全般にわたって二百八か所、三十六ヘクタールの崩壊と地滑りを発生させた。

その後も地滑り、崩壊は続き、国・県の各機関における対策事業が本格化した。

南小川治山工事事務所は、高知営林局の直轄治山工事事務所として昭和三十三年に西峰地区に設置された。久生野より上流の水源地帯と沖野々川流域を対象区域として治山事業を開始した。

昭和四十七年七月の集中豪雨を契機として分水嶺の北側に隣接する岩原川上流、赤根川流域にも大規模な地滑りが発生し県並びに大豊町の要請によって昭和四十一年指定の岩原地滑り防止区域と赤根川水系の吉野川本流より二・四キロメートルから上流の流域を工事区域に組み入れ治山工事を行っている。

工事は復旧治山工事と地滑り防止工事に大別され、昭和三十三年度から昭和六十二年度までの実施計画は復旧治山工事費五十一億七千四百九十二万円、地滑り防止工事費六十億九百四万九千円、総計百十一億八千三百九十六万九千円に達している。

この金額は営林局の南小川治山事業所の工事のみであり、このほかに別表に示したように建設省の地滑り防止区域の指定を受けた地域二十か所の七十五河川、六十七か所の砂防工事が行われており、大豊町内の谷川はほとんど全部が、砂防指定河川として年間数億円に及ぶ砂防工事を実施している。

南小川治山工事(八畝より南大王付近)

吉野川中流域砂防工事

明治十八年、吉野川北岸「徳島県曽江谷」において内務省直轄で砂防工事が行われたのが、吉野川砂防工事の始まりであるといわれる。

吉野川中流域の「御荷鉾構造線」地帯は地盤が不安定で、昔から「地滑り」「崩壊」がしばしば起きた。

初代大豊村長三谷泉水は、昭和三十二年以来、全国地滑り市町村協議会副会長に就任して、地滑り防止法の制定に努力した。そして昭和三十四年には「地滑り防止法」の成立をみた。

このため三十五年には、蔭地区の大規模地すべり防止工事等にも着手することができた。

昭和四十年九月の豪雨で、徳島県祖谷川上流の東祖谷山村大西で十万立方㍍に及ぶ大崩壊が発生し、高知県大豊村でも南小川・赤根川地域にも大規模地滑りが生じた。建設省は、同四十四年、祖谷川・南小川流域の直轄調査を開始した。

これらの砂防工事は大規模で多額の工事費を要するので、地域住民の意向を強く中央政界に反映させなければ建設省直轄工事に組み込まれないおそれもあり、同四十五年九月二十四日、大豊村・東祖谷山村両村合同で「吉野川直轄砂防事業促進期成同盟会」の創立総会を開いた。

出席者は、四国地方建設局河川部長、同河川計画課長、同徳島工事事務所長、高知・徳島両県砂防課長ほか、東祖谷山村七人、大豊村六人であった。

創立総会では組織、会則、役員、事業などについて決定された。

会長大豊村長（三谷泉水）、副会長東祖谷山村長、委員は各村五人、監事各村一人（村議会議員より選出）

期成同盟会は、同四十五年十月二十六、二十七日と上京し、四国地方建設局、自治省・建設省・大蔵省等に陳情した。

同四十六年一月二十二日にも会長、副会長が上京建設省に陳情している。時の建設省政務次官は郷土選出の田村良平議員であった。

このように地元住民の強い熱意の反映で昭和四十六年、徳島県池田町に四国地方建設局吉野川砂防工事事務所が開設され、砂防法第六条により建設省直轄の砂防工事が開始された。

吉野川砂防工事事務所の開所式当日の祝賀会は、百七十八人の関係者を招待し、吉野川直轄砂防事業促進期成同盟会の主催によって池田会館で行われているのを見ても、直轄工事実施に向けて、期成同盟会の果たした役割がいかに重要であったかが知られる。その後も工事予算の獲得などの陳情のため毎年のように期成同盟会は活躍を続けている。

昭和六十年度までに投入された工事費は、南小川・赤根川流域直轄工事費だけで五十七億八千七百十一万七千円に達し、同五十三年以降も毎年五億円程度の工事費が投下されている。

砂防工事が進展し地域や下流域に安心感を与えることが直接目的ではあるが、過疎の山村に就労の場を与え、現金収入の道を開いていることも大豊町にとっては忘れてはならないことである。

注　砂防法第六条

〔主務大臣の直轄管理等〕

第六条　砂防設備ニシテ他府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害関係一府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ主務大臣ハ之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為スコトヲ得

大豊町にはこのほかに県耕地課指定地滑り防止区域が九か所あり、全県下三十八か所の約四分の一を大豊町が占めていることになる。

農林省・建設省、県耕地課指定等を合わせると村内の地滑り防止・砂防等の工事費総額は年間十億円に余り町内の土木工事費が町民生活を支える重要な柱の一本となっている。

建設省所管地滑り防止区域

（大豊町内・昭和58年8月31日現在）

区域名	指定 年月日	指定 告示番号	区域	面積	備考
蔭	S 33.12.18	2141	西峯	73.0 ha	○（御荷鉾）
大砂子	〃 33.12.18	2141	大砂子	311.3	□（三波川）
大久保	〃 33.12.18	2141	大久保	116.3	□
永渕	〃 35.3.7	335	永渕、柳野	32.9	□
川戸連火	〃 35.3.7	335	川戸、連火	44.0	□
尾生	〃 35.3.7	335	尾生	16.1	□
杉（下）	〃 35.3.7	335	杉	24.1	□
杉（上）	〃 35.3.7	335	杉	12.0	□
佐賀山	〃 35.3.7	335	佐賀山	8.7	○
立野	〃 35.3.7	335	立野	39.4	○直轄へ
和田	〃 35.3.7	335	和田	72.6	○直轄へ
八畝	〃 35.3.7	335	八畝	99.0	○
南大王	〃 35.10.1	2,121	南大王	128.0	○
八川	〃 36.4.8	995	八川	54.1	□
東庵谷	〃 36.4.8	995	東庵谷	55.0	○
西上組	〃 36.4.8	995	穴内	33.6	○
川井	〃 37.10.9	2,588	川井、高原	58.8	□
怒田	〃 37.10.9	2,588	怒田	110.7	○直轄へ
大滝	〃 48.3.19	560	大滝	10.7	□川井へ追加
佐賀山	〃 49.4.12	575	佐賀山、西土居	209.4	○追加

砂防指定河川調書（大豊町内）

（昭和58年3月31日現在　建設省調）

河川名	場所	指定区域延長	告示年月日	告示番号	備考
		km			
タルヤ谷川	大久保	1.2	S 43.10.21	3,159	
宗六谷川	〃	1.1	〃	3,159	
赤根川	岩原	4.4	42.3.31	1,161	1部直轄指定
コウツ谷川	大砂子	1.5	42.3.31	1,161	
柳野谷川	柳野	0.3	49.4.30	654	
潰谷川	永渕	1.6	29.1.13	16	
イベ谷川	〃	1.5	41.5.26	1,595	
八川川	八川	1.7	36.5.18	1,067	
梅ケ谷川及支川	桃原	0.6	47.6.20	1,119	
川戸川	川戸	0.7	28.2.12	142	
宮ノクビ谷川	〃	0.3	47.1.20	74	
南小川	下ノ土居	8.8	28.2.12	142	1部直轄指定
佐賀山川	佐賀山	3.3	28.2.12	142	〃
佐賀山川	〃	10.0	53.4.8	814	直轄指定分
金床石谷川	〃	0.7	40.5.11	1,347	
青谷川	大滝	0.7	33.1.18	69	直轄指定
〃	〃	0.7	54.6.1	1,077	〃
南大王川	南大王	5.3	33.1.18	64	1部直轄指定
〃	八畝	1.1	46.11.10	1,824	直轄指定
〃	〃	〃	47.12.19	2,131	〃
〃	香美郡谷相	3.6	56.9.16	1,529	〃
大谷川及支川	八畝	1.0	39.8.31	2,493	
宮脇谷川	怒田	1.0	40.5.11	1,347	
〃	〃	0.89	54.5.21	1,005	
如谷川及支川	南大王	2.4	39.8.31	2,493	1部直轄
如谷川	〃	0.2	50.5.28	901	車谷川の1部を含む直轄指定
車谷川	〃	0.9	56.9.16	1,529	直轄指定
光石谷川	〃	0.7	47.12.29	2,190	
ツエ谷川及ホリノ谷川	八畝	1.0 0.28	43.5.9	1,377	
黒滝川	〃	2.5	56.9.16	1,525	
猴滝川	怒田	0.3	42.10.9	3,386	

河川名	場所	指定区域延長	告示年月日	告示番号	備考
		km			
北浦谷川及び支川	怒田	1.5	S 40. 5.11	1,347	
井の谷川	川井	0.5	42. 3.31	1,161	
上ゲ山谷川	怒田	0.6	43.10.21	3,159	
西岡谷川	〃	1.2	43.10.21	3,159	
宮ノ谷川	川井	1.3	42. 3.31	1,161	
中内谷川	中内	1.7	43.10.21	3,159	
東谷川及び 白山谷川	中内	1.2 0.4	43.10.21	3,159	
沖野々川	沖野々	3.0	28. 2.12	142	
バンヤ谷川	柚木	1.0	33. 1.18	69	
葛谷川	野々屋	0.5	47.12.29	2,190	
境谷川	柚木	1.6	33. 1.18	69	
力石川	蔭	1.0	33. 1.18	69	
栃木谷川	蔭	0.29	46. 9.10	1,514	
ヲメジ谷川	川戸	0.3	47. 1.20	74	
西谷川	西久保	3.0	42.10. 9	3,386	
佐賀井谷川	東梶ケ内	1.0	42.10. 9	3,386	
田ノ下谷川	西久保	1.0	42.10. 9	3,386	
トベリキ谷川	東庵谷	4.0	39. 4. 7	1,145	
カゲヤブ谷川	庵谷	0.5275	56. 6.20	1,186	
松尾谷川	船戸	2.5	42. 3.31	1,161	
奥大田川	奥大田	9.0	42. 3.31	1,282	
小法師谷川	〃	0.5	42. 3.31	1,282	
小次郎谷川	〃	0.5	42. 3.31	1,282	
湯口谷川	〃	0.5	42. 3.31	1,282	
明賀谷川	〃	1.5	42. 3.31	1,282	
和田川	和田	1.0	42.10. 9	3,386	
大隅谷川	和田	0.5	42.10. 9	3,386	
フジオ谷川	和田	0.8	42.10. 9	3,386	
下谷 サセブ 横野谷川	和田	0.7 0.2 0.1	43. 5. 9	1,377	
椿谷川	穴内	2.5	42.10. 9	3,386	
丸田谷川	穴内	1.0	44. 6. 6	3,028	
松の元谷川	穴内	0.5	44. 6. 6	3,028	
タノオカ谷川	高須	1.0	42.10. 9	3,386	

河川名	場所	指定区域延長	告示年月日	告示番号	備考
		km			
瀬戸の谷川	高須	1.2	S 42.10. 9	3,386	
境谷川	杉	1.5	43.10.21	3,159	
本村谷川	小川	3.2	43.10.21	3,159	
小川谷川	小川	3.0	43.10.21	3,159	
竹谷川	中村大王	2.3	43.10.21	3,159	
久寿軒川	久寿軒	7.5	48. 2.21	332	
角茂谷川	角茂谷	4.5	48. 2.21	332	
磯谷川	磯谷	0.48	57. 7.17	1,382	
尾生川	尾生	3.0	48. 2.21	332	
立川川	立川	18.5	48. 2.21	332	
井手川	立川	4.5	48. 2.21	332	
川奥谷川	立川	3.5	48. 2.21	332	
鴻谷川	杉	1.5	42.10. 9	3,386	

高知県地滑り防止区域指定状況（大豊町関係分）

（昭和58年8月21日現在）

整理番号	地滑り地域名	所在地	指定面積	指定年月日	告示番号	備考
			ha			
1	戸手野	大豊町戸手野	15.29	S 36.12.12	第1415号	
2	中村大王上	〃 中村大王上	29.63	S 36.12.12 S 46.12. 3	第1416号 第2028号	16.83ha 12.80ha
6	桃原	〃 桃原	96.07	S 36.12.12	第1420号	
7	筏木	〃 筏木	25.53	S 36.12.12	第1421号	
8	土居	〃 土居	73.49	S 36.12.12 S 44. 3.31	第1422号 第 465号	20.00ha 53.49ha
9	杉	〃 杉	18.42	S 36.12.12	第1423号	
12	小川	〃 小川	78.83	S 44. 3.31	第 452号	
25	西桃原	〃 西桃原	34.70	S 53. 3.31	第 416号	
26	粟生	〃 粟生	61.40	S 54. 3.31	第 575号	

南小川における直轄砂防・地滑り事業費

（単位：千円）

年度	南小川		赤根川				地滑り	
	数	事業費	数	事業費			数	事業費
昭46	—	99,540	—	—				—
47	1	183,581	—	—				—
48	—	251,506	—	—				—
49	1	222,260	—	—				—
50	3	380,400	—	—				—
51	1	324,500	—	—				—
52	3	377,950	—	—				—
53	2	490,000	—	53,400				—
54	1	536,000	1	39,000				—
55	1	351,600	—	78,700				—
56	2	355,000	1	109,000				—
57	2	382,500	—	0			怒田	50,000
58	3	348,400	—	67,000			怒田	80,550
59	2	345,000	—	62,000			怒田 八畝	83,030
60	2	391,000	—	41,000			怒田 八畝	84,200
61			—					
62								
63								
64								
計	24	5,039,237	2	450,100				297,780

堰堤19　床固1　堰堤2

流路1　護岸3

既設・計画砂防施設諸元表

河川名	堰堤名	形状寸法 高（m）	形状寸法 長（m）	形状寸法 立積（m³）	（流域面積）km²	流量 m³/S	抑制量 貯砂量	施工期間 着工年月日	施工期間 完成年月日	ダム形式
南小川 1	立野堰堤	副 15.0 副 4.5	63.5 45.05	5,786 662	(30.5)	460	55,000 35,000	S46.9.30	S48.2.28	ダム形式
	立野第3堰堤	本 13.5 副 6.0	79.0 72.0	5,246 1,546	(29.0)	440	15,100 23,000	S48.7.11	S51.3.27	〃
3	怒田護岸		L—176		(29.0)	650	1,000 —	S51.11.2	S52.8.31	方格材方式
4	八畝堰堤	16.5	75.0	7,320	(26.6)	420	104,000 114,000	S47.9.28	S50.2.10	コンクリート重力式
5	如谷堰堤	7.0	38.0	940	(2.5)	60	2,000 4,500	S50.11.29	S51.3.26	〃
6	如谷第2堰堤	8.0	35.5	1,180	(2.5)	70	1,000 2,000	S51.8.18	S52.3.30	〃
7	如谷第3堰堤	11.0	61.0	3,091	(2.5)	70	4,000 8,000	S52.8.30	S53.3.30	〃
8	如谷第4堰堤	本 9.5 副 6.5	50.3 44.2	1,985 975	(2.5)	70	1,600 4,300	S53.5.17	S54.3.22	〃
9	如谷第5堰堤	9.0	67.75	2,490	(2.5)	70	4,700 2,100	S54.9.21	S55.10.15	〃
10	南大王第2堰堤	本 12.0 副 5.5	83.5 63.0	4,579 1,025	(23.7)	380	49,000 27,000	S48.10.28	S50.11.25	〃
11	南大王第3堰堤	本 12.5 谷止 8.5	90.0 23.5	6,774 665	(23.5)	370	47,300 49,300	S50.9.30	S53.1.20	〃

既設・計画砂防施設諸元表

河川名	堰堤名	形状寸法 高（m）	形状寸法 長（m）	形状寸法 立積（m³）	（流域面積） km²	流景 m³/s	抑制量 貯砂量	施工期間 着工年月日	施工期間 完成年月日	ダム形式
12	南大王第4堰堤	本 17.0 副 12.0	85.0 69.0	10,124 4,060	(22.0)	530	40,000 54,000	S51.10.22	S54.3.25	コンクリート重力式
13	南大王第5堰堤	本 14.5 副 10.0	64.45 66.8	5,350 3,140	(21.4)	520	38,600 79,000	S54.9.11	S58.2.10	〃
14	青谷堰堤	13.5	55.9	3,200	(1.0)	30	20,500 33,000	S54.12.12	S56.10.31	〃
15	佐賀山堰堤	16.0	59.55	5,409	(4.1)	110	15,000 43,000	S53.6.25	S54.11.30	〃
16	佐賀山第2堰堤	本 18.0 副 9.5	68.5 49.5	6,260 2,280	(3.7)	100	31,800 41,200	S55.9.28	S58.8.10	〃
17	赤根堰堤	7.5	42.4	2,085	(11.2)	270	3,500 7,000	S53.9.30	S55.1.31	〃
18	赤根第2堰堤	12.0	52.0	3,100	(11.0)	280	14,400 20,400	S55.11.19	S57.3.30	〃
19	南大王第6堰堤	14.0	88.5	7,880	(21.4)	520	15,000 48,200	S58.9.10	S61年度	〃
20	南大王護岸		L＝195.0		(23.5)	570	8,000 —	S57.10.1	S59.8.20	方格材方式
21	車谷堰堤	8.0	63.2	1,580	(0.5)	16	4,800 2,700	S56.10.1	S57.3.20	コンクリート重力式
22	車谷第2堰堤	8.0	32.0	860	(0.4)	15	3,400 600	S57.9.1	S58.3.30	〃

23	車谷第3堰堤	7.0	58.5	1,360	(0.4) 15	2,300 620	S58.8.11	S59.3.10	〃
24	青谷流路工		L＝185.0 5基	1,800	(1.0) 30	6,000 —	S57.9.9	S59.3.5	コンクリート擁壁
25	赤根第3堰堤	14.0	46.0	3,370	(9.8) 250	19,900 22,000	S58.10.2	S62年度	コンクリート重力式
26	車谷第4堰堤	7.0	45.0	990	(0.4) 15	2,800 2,400	S59.9.29	S59年度	〃
27	南大王第1床固	4.0	75.3	1,280	(77.0) 1.650	47,500 —	S59.	S63年度	〃
28	佐賀山第3堰堤	14.5	61.4	3,480	(2.9) 85	7,400 12,700	S59.9.29	S62年度	〃

(一)　小川の地滑り災害

昭和四十一年五月二十一・二日の集中豪雨で高知県下の道路網は各地で甚大な被害を受けたが、大豊町でも今まで に類のないような災害があった。

五月二十三日午前六時過ぎ大豊町小川（杉部落との境界のあたり）で大規模な山崩れがあり国道三十二号線と、その下を通っている土讃線が不通となった。

「高知新聞」の同日付け夕刊は次のような見出しでこの災害の模様を報道している。

土讃本線押しつぶす
大杉～大王間で不通

昭和41年に起きた、よぼうし山の崩壊

大規模な山くずれ　線路もぐにゃぐにゃ乗客大杉で立往生

五月二十三日午前六時二十分頃国道三十二号線の大豊町小川で高さ六十㍍幅五十㍍にわたって大規模な山崩れが起き、同国道と道路下の土讃本線（大杉駅〜大王信号所間）は約一万立方㍍の岩石や土砂で埋没した。

このため列車は上り下りともに不通となり、大杉駅と大王信号所でそれぞれ、折返し運転をすることになり、国道三十二号線も全面通行止めとなった。

開通へ四、五日必要

国鉄四国支社はとりあえず池田保線区員等五十人余りを現場へ送って復旧に当らせることにしたが、現場は依然として小規模な落石が続いており、まだ一㌧から二㌧もある大きな岩石が国道と軌道上に無数に落ちかかっているため復旧工事に手間どっている。

同支社は災害対策本部を設けて復旧対策を急いでいるが、現場上方の山腹地盤の状態を調査した上で、具体的な復旧策をたてることにしており、開通までには少なくとも四、五日はかかる見込みである。

また不通区間をバス代行輸送でつなぐ方法も国道が埋没している関係で不可能になっている。

また翌日付けの詳報によると、大杉駅の西約一・五㌔の現場は国鉄四国支社でも「地滑り危険地帯」に指定している要注意箇所であり、土讃線防災対策委員会の調査結果に基づいて、ルート変更が検討されている所であった。

かなり以前から小規模の落石があったようだが、崩れた山が雑木林に覆われていたため、事故発生まで山の動きがわからなかった。

この付近では二十一、二日の両日にかけて百五十㍉くらいの雨が降り、この豪雨でにわかに地盤がゆるんだもの

らしい。

災害発生の時間は上りの始発列車が通過した直後であり、その上発見通報が早かったので大きな事故にならなかったのは幸いであった。乗客のほとんどはやむなく、大杉駅と大王信号所で引き返したが、なかには急ぎの用がある者は三キロメートル余りの山道を荷物をかついで歩いて県交バスの折り返し便に乗った。

なお、この山崩れにより国鉄土讃線と国道三十二号線不通のため園芸野菜の出荷も大きな打撃を受けた。県園芸連の調べによると二十三日は貨車輸送分をトラックに切り替えて約二百トンを松山経由で送るため遅延による値下がり分と、経費増による損害は二日間で約二千万円と推計された。更に「高知新聞」の記事を追って見ていくと、

五月二十五日

山くずれでふさがれた土讃線は急行便を取消し、大杉・角茂谷駅でそれぞれ折返し運転を行っている。この間の徒歩連絡は約七キロメートル。

大杉中学校は、小川天坪方面から来る生徒十七人のため二日間の臨時休校を行い、以後は約三キロの山道を迂回して徒歩通学の予定である。

高知方面へ自動車で行く場合は本山、大石へ廻り、国見山の麓を通って穴内繁藤、領石と悪路を大きく迂回しなければならない。

現場での復旧作業には国鉄四国支社と、建設省土佐国道工事事務所合同の災害対策本部が設けられ、毎日人夫百人余りを動員して、ダイナマイトを使って岩石を爆破しブルドーザー四台で土砂を穴内川に落すなど本格的に行っている。

五月二十九日

現場の上方山腹に残されている、大きな岩石を含む約三千立方メートルの土砂の爆破作業が好天に恵まれて、順調に進んだため、二十九日午前十一時過ぎの上り列車から開通した。国道の方も午后になったが七日振りに開通した。

六月二日

雨によって再び落石があり開通わずかに二日間で一日昼前から不通となった、土讃線と国道三十二号線は、二日になっても断続的な落石が続くため、列車は大杉・角茂谷の両駅で折返し運転を始め、県交バスも杉・小川で折返している。

六月五日

四日の始発から開通の予定であった土讃線はまた雨のため一日延びて、五日の始発から昼間のみ運行されることになった。国道三十二号線も午前六時から開通するが午后七時からは当分の間通行止を続ける予定である。

なお、雨が三十ミリを超えると再び運行を全面的に中止する。

六月十八日

落石の危険があるため夜間の運行を中止していたが十八日始発から、平常ダイヤに復旧し、五月二十三日から二十六日ぶりに平常のとおりになった。

この災害の特徴は、雨は二百五十ミリメートルくらいと大したことはないのに、地滑り、落石等が何回も繰り返されて、断続的に通行止めが長期化したことである。今まで土讃線や国道三十二号線も地滑り地帯であるから、通行止めはたびたび経験しているが、これほど長期にしかも両方同時に交通が遮断されたことはない。

被害の影響を一番受けたのは、県の園芸物の輸送であろう。事故以来県園芸連は松山経由の陸路と海上ルートで輸送を続けていたが東京市場へ四日から五日もかかるので腐敗がひどく市況が暴落することがあった。そこで市場が名古屋以西に限定されるなど不利なことが多かった。

次に迂回路の繁藤〜本山線は道幅が狭く大型車は通れない上に行き違いのときは何十メートルも後退を余儀なくされ、しかも雨の続いた日は泥んこ道であった。高知方面への高校生や通勤者は高知方面の親戚に泊まり込むか迂回路の山道を三キロメートル余り歩くかしなければならなかった。

また天坪方面からの中学生と大豊に勤務している通勤者も歩かされるため、大幅に遅刻したし、また大豊に勤務する教師の七割近くが南部からの通勤者であるため、たびたび臨時休校をするなど、各方面にわたって大きな影響を与えた災害であった。

前々から雨のたびに地滑り等災害の多い土讃線であったが、この災害が直接の引き金となって、国鉄防災対策委員

会が最終報告を出し、その結果土讃線は路線を変更することに決定された。

その結果昭和四十三年大杉トンネルに着工して同四十八年三月完成したので土讃線は災害のあった対岸をトンネルで通過することになった。また建設省土佐国道工事事務所でも、路線を変更して、この災害のあった箇所を避けて同四十九年三月大豊トンネルと一の瀬トンネルに着工し同五十三年三月完成した（詳細はトンネルの項参照）。

(二) 岩原トウジ山の地滑り

吉野川東岸（右岸）の徳島県境近くにある大豊町岩原トウジ山（標高七二七㍍）は江戸時代末期の安政年間のころから、大小の崩壊があったと伝えられ山の中腹は表土が露出していた。

しかし岩盤はその状態で固定化されて直接の被害もなかったが、昭和五十五年五月ころから全山的に異変が始まった。最初は小さな地割れや、落石が時折ある程度だったが、昭和五十六年の梅雨期に入ると地盤が軟弱化して地滑りが本格的になってきた。

トウジ山では六月ころから連日のように落石が続き、七月までに表土が崩れ落ちた面積は推定十㌶、雑木林や植林が根こそぎ倒れ、田んぼが三十㍍下に落ち込みズタズタになるなど、山は惨たんたるありさまになった。

この山の小さな谷を隔てた対岸の岸を接した所に民家十七戸があるため、町や県も事態を重視して対策に乗り出した。ただ崩壊の危険地域が大規模（県下最大級）なため、本格的な砂防工事が完了するには十年以上かかるという。

このため住民は地区内で防災対策委員会（会長下村博信）を設置して、町や県に対する要望事項を陳情したり、避難に関する対策等を協議した。トウジ山を地質学的にみると岩質のもろい御荷鉾（みかぶ）構造線の中で主成分は緑色片岩である。この岩質が風化し水分を含むと粘土化し、土砂を蓄える格好となるため、一定限度以上の圧力がかかると、一挙

トウジ山で起きた地滑り

に大崩壊を起こす危険性が高いという。

昭和五十五年七月七日東京の地質学者らによる現地調査で「流出のおそれのある土砂は百万～二百万立方㍍（繁藤災害の土砂は約十万立方㍍程度であろう」とその規模の大きさを指摘している。

同五十五年度から緊急治山工事として床固め工事や応急工事を実施していたが、翌五十六年から建設省は大規模な作業道をつけて本格的な砂防堰堤（えんてい）を造り始めた。

一方住民は人命最優先を目標に岩原集会所や福祉センター等を避難場所に定めて避難することとし、特に危険度の高い家庭には町から避難小舎（プレハブ建て）を世話することとした。

昭和五十七年八月台風十三号による豪雨で大規模な崩壊を起こしたが二十八日頃には一応治まった。このときの崩壊土砂は推定四万立方㍍で五十五年から造られていた堰堤四基をたちまちにして埋めつくした（高さ六㍍二基、同二十㍍二基）。出されていた避難命令が解除になっても、晴天の日でも年中地滑りが続いているため住民の不安は隠しきれない状態である。

昭和五十八年建設省は梅雨入りを前に太陽電池を利用した、自動地滑り警報装置（一基約二百万円）を全国の危険箇所十か所に試験的に取り付けることになり、本町のトウジ山にもこれが取り付けられた。